

『旅行ギフト券・リフレッシュ旅行ギフト券』 払戻しについて

国際観光(株)で発行しておりました「旅行ギフト券・リフレッシュ旅行ギフト券」は、平成26年2月28日(金)で取扱いを終了致しました。まだ、ご利用いただけていない方のために「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき下記のとおり払戻し致します。

1 払戻し実施者

国際観光株式会社

2 払戻しの対象

「旅行ギフト券」(額面千円、5千円、1万円)

「リフレッシュ旅行ギフト券」(額面5千円) ※券面にリフレッシュ旅行ギフト券と記載されたもの。5千円券のみ。



3 払戻し申出期間

平成26年3月3日(月)から 平成26年6月2日(月)まで

※期間内にお申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

4 申出及び払戻し方法

お近くのお問い合わせ先に予め電話で連絡の上、お持ちのギフト券をご持参ください。

その場にて現金にて払戻し致します。

(ただし、土・日・祝日を除く9時から17時まで)

5 お問い合わせ先

東部営業所 沼津市原1513-2 電話 (055) 968-5931

中部営業所 藤枝市前島二丁目2-8 電話 (054) 634-0606

西部営業所 磐田市立野2029-8 電話 (0538) 33-5931

本社 静岡市葵区伝馬町6-18 電話 (054) 251-7220

国際観光株式会社